

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
池田友邦会長代理	<p>ただ今より、第 253 回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、市議会の業務により寺井会長が不在ですので、会長代理の私が進行させていただきます。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には浮穴地区の阿部委員と和気地区の木本委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>本日は、御手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号～第 10 号までの 10 件の議案が提出されておりますので、御審議のほど、よろしく、お願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第 1 号～第 3 号までを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
伊賀上大輔次長	<p>それでは、議案第 1 号を御報告いたします。</p> <p>5 条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。</p> <p>1 番、本件は農地法により令和 5 年 1 月 10 日に設定された賃借権でございます。本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に 5 条届出により、転用するものでございます。離作補償は無いとしております。</p> <p>2 番、本件は農地法により平成 2 年 11 月 14 日に設定された賃借権でございます。本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に 5 条届出により、転用するものでございます。離作補償は無いとしております。</p> <p>それでは、議案第 2 号と議案第 3 号を御報告いたします。令和 6 年 8 月 26 日から令和 6 年 9 月 25 日までに専決処理した案件は 4 条届出が 6 件、5 条届出が 23 件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p>

池田友邦会長代理	<p>以上でございます。</p> <p>以上で、説明は終わりました。 本件について、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。 御審議をいただく前に、お願いがございます。本日、御出席いただいております委員が譲受人の案件がございます。法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままでは結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。 事務局の説明を求めます。</p>
伊賀上大輔次長	<p>御手元に審査基準1号～6号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。 それでは、御説明いたします。 1番、譲受人は、農地約45アールを耕作する農家でございます。 この度、小作地解放により申請地を取得し、農業に精進するものでございます。 2番、譲受人は、農地約57アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作利便な申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 3番、譲受人は、農地約41アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 4番、譲受人は、農地約29アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p>

	<p>5番、譲受人は、農地約45アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>6番、譲受人は、農地約63アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>7番、譲受人は、農地約19アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>8番、譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>9番、譲受人は、農地約272アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>10番、11番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、農地約93アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>12番、譲受人は、農地約87アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>13番、譲受人は、農地約115アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、地元委員からの補足説明をお願いします。 新規農業の案件は1件で、8番であります。 所在地が新浜地区でありますので森委員から説明をお願いします。</p>
森 一 成 委 員	<p>それでは御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありました8番の案件について、申請人は、味酒町にお住まいで、この度、親族が所有する申請地を贈与により譲り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見</p>

池田友邦会長代理	<p>られましたのでこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
山岡美明副主幹	<p>恐れ入りますが議案書の訂正をお願いいたします。</p> <p>議案書10ページです。訂正箇所は2か所です。</p> <p>まず、議案書左上に「条」と記載されておりますが、誤記載です。削除をお願いします。</p> <p>次に、番号1番の右から4列目の面積の上段、134平方メートルと記入されておりますが、171平方メートルの誤りでした。面積を134平方メートルから171平方メートルに訂正をお願いします。</p> <p>議案書左上の「条」の字の削除と番号1の一段目の面積を134平方メートルから171平方メートルへの訂正をお願いします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、農地約19アールを耕作する兼業農家です。申請地周辺で貸駐車場を探している人が複数いるとのことで、賃料を得て、金銭的な不安を解消させるために、申請地を貸露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。申請書提出段階で、既に計画の半数を超える12台の利用予約の申し込みがなされています。</p>

	<p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件についてご異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第 6 号、「農地法第 5 条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1 番、本件受人は、医療事務及び経理事務、歯科技工所の経営を行う法人です。</p> <p>現在、社員 17 名が自動車通勤を希望していますが、8 台分の駐車場しか確保できていません。加えて来年度の採用者 2 名も自動車通勤を希望している状況ですが、現在確保している 8 台分の駐車場も、所有者の都合で返却を迫られています。そこで、本申請地を露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。</p> <p>本申請地の農地区分は、伊予鉄道梅本駅から、おおむね 300 メートル以内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>2 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅及び付属のカーポートを建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第 2 種農地と判断されます。</p>

3番、本件受人は、給排水設備工事等を行う法人の代表取締役です。当該法人は資材置場を確保できておらず、各工事現場に仮置きするなど、対応に苦慮しています。そこで、資金の都合上、代表取締役が申請地を転用し、貸露天資材置場として、当該法人に貸し付けたいと申請に及んだものです。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断されます。

4番、本件受人は、自動車の修理等を目的として、令和6年5月に設立された法人です。現在、代表者の自宅を事務所として利用していますが、自動車修理工場が必要であるため、本申請に及んだもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みです。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断されます。

5番、本件受人は、土木建築工事や不動産業等を行う法人です。この度、取引先企業から、既存の露天駐車場と露天資材置場を一部返却しなければならなくなり、代替えの露天駐車場と露天資材置場を貸して欲しいとの要望がありました。そこで、当該企業の既存置場から近く、交通アクセスのよい本申請地を、貸露天駐車場及び貸露天資材置場として利用したいと申請に及んだものです。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断されます。

また、申請面積が1,000平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。なお、本申請は、3,000平方メートルを超える案件ですので、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

6番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みです。本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内で、高性能農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続して設置されるものであり、例外許可事由に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。なお、本申請は、優良農地の案件ですので、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

7番、本件は本人保留でございます。

以上でございます。

池田友邦会長代理	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>5番の案件は、1,000平方メートルを超える案件で所在地が久谷地区でありますので、藤岡委員から説明をお願いします。</p>
藤岡正勝委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、土木工事業や不動産業を行う法人です。この度、申請地を取得し、貸露天駐車場及び貸露天資材置場として利用するために、申請に及んだものです。</p> <p>申請地は近年耕作されてない農地であり、車両通行の際の近隣住民への配慮も十分行うとのことであり、転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>なお、5番は、3,000平方メートル以上の案件で、6番は、優良農地の案件であるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「令和6年度 第7号農用地利用集積計画」について議題とします。</p> <p>御審議をいただく前に、お願いがございます。</p>

<p>越 智 徹 主 査</p>	<p>本日、御出席いただいております委員が譲受人の案件がございます。法律第 31 条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p> <p>本日の議案について御説明させていただきます。</p> <p>本日の案件 13 件の内、使用貸借権の設定は 20 筆、賃借権が 5 筆、所有権移転が 7 筆で、設定総面積は 2 万 6,211 平方メートルです。</p> <p>その内訳は、新規が 21 筆、更新が 4 筆、売買が 7 筆となっています。</p> <p>利用権設定について、設定欄が「更新」または「再設定」となっているものはこれまでも利用権を設定していたものになりますので、「新規」のみ説明させていただきます。</p> <p>13 ページ番号 1 の譲受人は約 360 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 2 の譲受人は約 47 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 4 の譲受人は約 207 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 6 の譲受人は約 168 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 7 の譲受人は約 185 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 8 の譲受人は約 206 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 9 の譲受人は約 63 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 10 の譲受人は約 251 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 11 の譲受人は約 218 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p>
------------------	--

	<p>16 ページからは所有権移転になりますので譲受人単位で説明させていただきます。</p> <p>番号 12 の譲受人は、約 299 アールを耕作する農地所有適格法人で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 13 の譲受人は、約 306 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、松山市の公告日は、令和 6 年 10 月 17 日となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
池田友邦会長代理	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 8 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
越智徹主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>これは税務署の制度ではありますが、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第</p>

	<p>6条第1項等3号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するかどうかを判断し「適格者である旨の証明書」の交付を行うこととなっていますことから、本日の案件といたしております。なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして問題がない旨の、地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件についてご異議等ありませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
越智徹主査	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>農地の相続人が、税務署にて租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の納税猶予の適用を受けた農地につきましては、相続後20年間適正な耕作及び管理を継続して行いますと、相続税は免除されます。</p> <p>今般、税務署より農業委員会に対し、現地の確認依頼がありましたので、農地の利用状況の確認を行ったものです。</p>

池田友邦会長代理	<p>今回報告する案件は5件、10筆です。うち、耕作されている農地や草刈りを行い、いつでも耕作可能な状態で保全管理されている農地が7筆、納税猶予申請時点で農地の一部が農業用倉庫となっているものが3筆ありました。なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>最後に、議案第10号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
伊賀上大輔次長	<p>それでは御報告いたします。</p> <p>令和6年8月26日から、令和6年9月25日までに、専決処理した案件は16件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を、交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>本件について、御異議等ございませんか。</p>

<p>池田友邦会長代理</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案10件の審議は全て終了いたしました。</p> <p>次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。</p>
<p>山岡美明副主幹</p>	<p>転用調整班からのお願いです。</p> <p>例年10月頃から追跡調査を行っています。追跡調査は2年前に転用許可した案件の内、転用確認が提出されていないものについて現地調査を行うものです。近年新型コロナウイルス感染症のリスクの観点から、事務局のみで現地調査を実施していましたが、今年度からは、必要に応じて委員の皆様へ同行をお願いしたいと考えております。各地区担当から、依頼や報告があると思いますので、御協力をお願いします。</p>
<p>越智徹主査</p>	<p>私のほうから連絡事項をお伝えいたします。</p> <p>最初に、今年度、地域計画の目標地図の作成等に必要であったため、補正予算を要求しました。補正予算の審査の際に、財政担当課から、補助金等いただけるものがあれば、取るよう指示がありました。そのため、令和6年度農業委員会最適化交付金を追加申請しております。これに伴い、今後は国の監査の対象となり、活動記録を確認されるようになりますので、委員の皆様におかれましては、月の活動回数は8回以上していただいていると思いますので、活動内容を活動記録に記録し、毎月の活動記録の提出を改めてお願いいたします。</p> <p>次に、視察研修を11月7日、8日で実施いたします。出席される方には資料を配布しております。御確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、次回の総会の日程についてです。</p> <p>通常総会となります第254回総会については、11月11日 月曜日午前10時30</p>

分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。
連絡事項は、以上です。

池田友邦会長代理

以上をもちまして、
本日の第 253 回総会を閉会します。

渡部純三局長

御起立願います。礼。

午前 10 時 54 分閉会